

町田市子ども発達センター 身体拘束等適正化の指針

1 基本的な考え方

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしない支援の実施に努める。また、「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別支援を重視したサービス提供の質の向上をめざし、その結果として身体拘束等の廃止に繋げる。

2 組織について

当センターは、利用者の人権を擁護するために「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」を設置し、年1回以上の開催を行う。

3 職員研修について

当センターでは、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」にて職員研修を計画し、全従事者に対して年1回以上の研修を実施する。

また、新規採用や中途採用の職員を対象とした、虐待防止及び身体拘束等に関する研修を随時実施する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法についての基本方針

当センターでは、身体拘束を行った場合の実施状況について、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」において報告しなければならない。

報告は、当センターで整備した「町田市子ども発達センター 身体拘束記録簿」（別紙様式）をもって行う。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を実施する場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たした上で、以下の手続きをとることとする。但し生命の維持に支障をきたす緊急の場合は利用者の安全を優先とする。

(1) 協議会の実施

3つの要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束方法、経過観察の方法等について、実際に行う担当職員と身体拘束適正化委員会委員(1名以上)により協議を行う。協議結果は速やかに身体拘束適正化委員会に報告する。

(2) 家族等に対しての説明

早急に保護者に連絡を取り、了解を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡をし、了解を得る。

(3) 報告

実施後、速やかに身体拘束適正化委員会長に報告する。継続して拘束が必要となる場合は、随時関係職員で協議をする。

(4) 記録

身体拘束を行った場合は、個人の経過記録に記載する。ただし、「身体拘束記録」をもって代替することができる。また、拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録の保存期間は、5年間とする。

(5) 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。

6 当該方針の閲覧について

本指針は、書面として備えおき、利用者や家族等の関係者の求めに応じ、閲覧を供するものとする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(1) 当センターにおいては、原則利用者に対して身体拘束は行わないものとする。但し、状態変化等により身体拘束等が必要と懸念される利用者に対しては、その旨を個別援計画等の文書に記載し、保護者の承諾を得るものとする。

(2) 身体拘束については、早期解除をできるよう拘束の必要性や方法について随時検討する。

(3) 以下の項目については、安全面の配慮から適切に実施するものとする。

但し、その旨は個別支援計画等の文書に記載し、保護者の承諾を得ることとする。

- ① 療育室における必要最低限の施設
- ② 飛び出し防止等に必要最低限の開閉補助具等の使用。
- ③ 座位保持椅子の補助具の使用
- ④ 車いすからの落下防止のための補助具の使用

附則

この指針は、2023年 1月 16日より施行する。